

Ⅱ 施策の体系と展開

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における
食の安全の確保

基本目標 2 消費者の食に対する信頼性の確保

基本目標 3 将来にわたる食の安全の確保

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

【施策目標】 ① 安全な農産物の生産の推進

農産物の安全確保を図るため、生産段階においては、農薬や肥料の適正な使用や衛生管理等を徹底するとともに、生産者自らが生産工程管理の実施、記録、点検及び評価を行うことにより、持続的な改善を推進します。

現状と課題

- 関係機関、団体と連携し、「農薬危害防止運動」や生産履歴の記帳、GAP（農業生産工程管理）の推進等、農産物の安全確保に取り組んできたことから、生産段階に起因する食中毒等の健康被害の報告は確認されておりません。
- 引き続き、農薬の適正な使用を推進し、農薬使用に伴う農作物や人畜等に対する危害防止及び自然環境の保全を図るため、農薬の使用や管理を指導・助言できる人材や国際水準に準拠したGAPを指導できる人材を育成する必要があります。
- 生産者においては農薬の不適正な使用や保管、農薬販売者においては帳簿の備え付けや届出事項の不備等の事例が見受けられることから、生産者に対しては農薬の適正使用を指導するとともに、農薬販売者に対しては定期的に立入検査を実施し、農薬の適正販売を指導する必要があります。
- 生産履歴（肥料・農薬使用履歴）の記帳は、講習会等での生産者への指導により、多くの生産者に浸透してきていますが、記帳が不十分な事例も散見されていることから、継続して指導する必要があります。
- 生産者等に対して米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号））の理解促進を継続する必要があります。

【詳細な情報はこちら】

◆米トレーサビリティ制度（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/



施策の展開（個別事業）

1 農薬使用に係る指導者の育成

- 農薬管理指導士の認定を通じた農薬の使用・管理に係る指導者の育成

2 GAPの実践による安全な農産物の生産促進

- 国際水準に準拠したGAP指導者の養成
- 民間団体によるGAP認証の取得推進

3 農薬の使用者及び販売者に対する指導・監視の実施

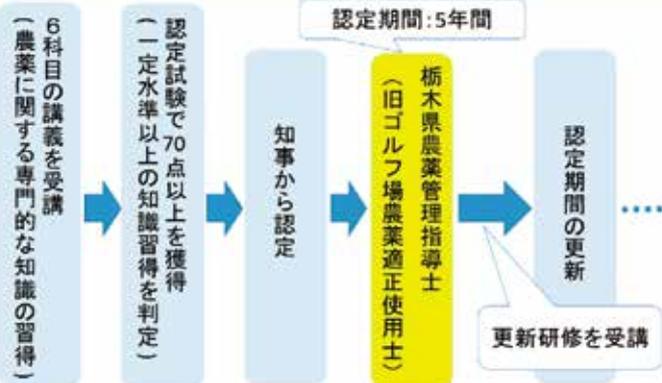
- 農薬の適正使用を普及啓発するための「農薬危害防止運動」の実施
- 農薬の販売の適正化の徹底を図ることを目的とした農薬販売者に対する計画的な立入検査の実施

4 農産物の生産履歴の記帳とトレーサビリティの推進

- 農産物の生産履歴の記帳などの取組が遅れている生産組織への重点的な指導
- 生産者、米穀流通事業者、小売業者等を対象とした米トレーサビリティ制度の理解促進

◇農薬管理指導士について

栃木県農薬管理指導士認定事業



※ゴルフ場農薬適正使用士は令和2年度に農薬管理指導士に統一

農薬管理指導士の任務

- 農薬取締法その他農薬に関する法令等を遵守し、適正な防除を行う
- 他の農業使用者に対して指導・助言を行い、農業の安全かつ適正な使用の推進に当たる

- 1 農薬の特性を踏まえた適正な使用
- 2 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境の保全
- 3 農薬使用基準の遵守
- 4 農薬の適正な保管・管理
- 5 毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
- 6 事故例が多いこと等から特に注意を必要とする農薬の安全使用
- 7 県が定めた病害虫雑草防除指針などに基づく病害虫・雑草の防除
- 8 その他、農薬の安全使用等に関する事項

農薬管理指導士の認定状況（令和7年3月末現在）

| | |
|--------|--------|
| 有資格者 | 延べ認定数 |
| 1,484名 | 3,551名 |

※延べ認定数はゴルフ場農薬適正使用士を含む

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|-----------------------|---------------------|----------------------|-----------------------------|
| 「農薬管理指導士」の新規認定者延べ数 | 333人 (R2～R6の延べ数) | 340人 (R8～R12の延べ数) | 5か年の新規認定者延べ数 |
| 農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査件数 | 207件 | 200件/年 | 農薬販売者(約1,000件)に対して概ね5年に1回巡回 |

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

【施策目標】 ② 安全な畜産物の生産の推進

畜産物の生産において、家畜の飼養衛生管理の更なる向上、動物用医薬品の適正使用等を図ることにより、安全な畜産物の供給を推進します。

現状と課題

- 高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に向け防疫体制の整備を図っています。引き続き、関係団体との連携や生産者への情報提供により、円滑な初動対応を行うための体制整備並びに防疫検査体制の整備と農場の飼養衛生管理レベルの維持・向上を図る必要があります。
- 各種疾病のまん延防止を図るため、牛個体識別制度が一元管理されています。牛肉に対する消費者の信頼を確保するために、牛個体識別制度が確実に実施され、消費者に正確に伝達される必要があります。
- 抗菌性物質を家畜に長期間連続して使用すると、薬剤耐性菌（サルモネラ属菌等）が出現し、獣医療だけでなくヒトの医療にも影響を及ぼすおそれがあることから、ヒトの医療への悪影響が起きないように、動物用医薬品の適正使用を徹底するとともに、薬剤耐性菌の出現に関して、適正なリスク評価や管理をする必要があります。

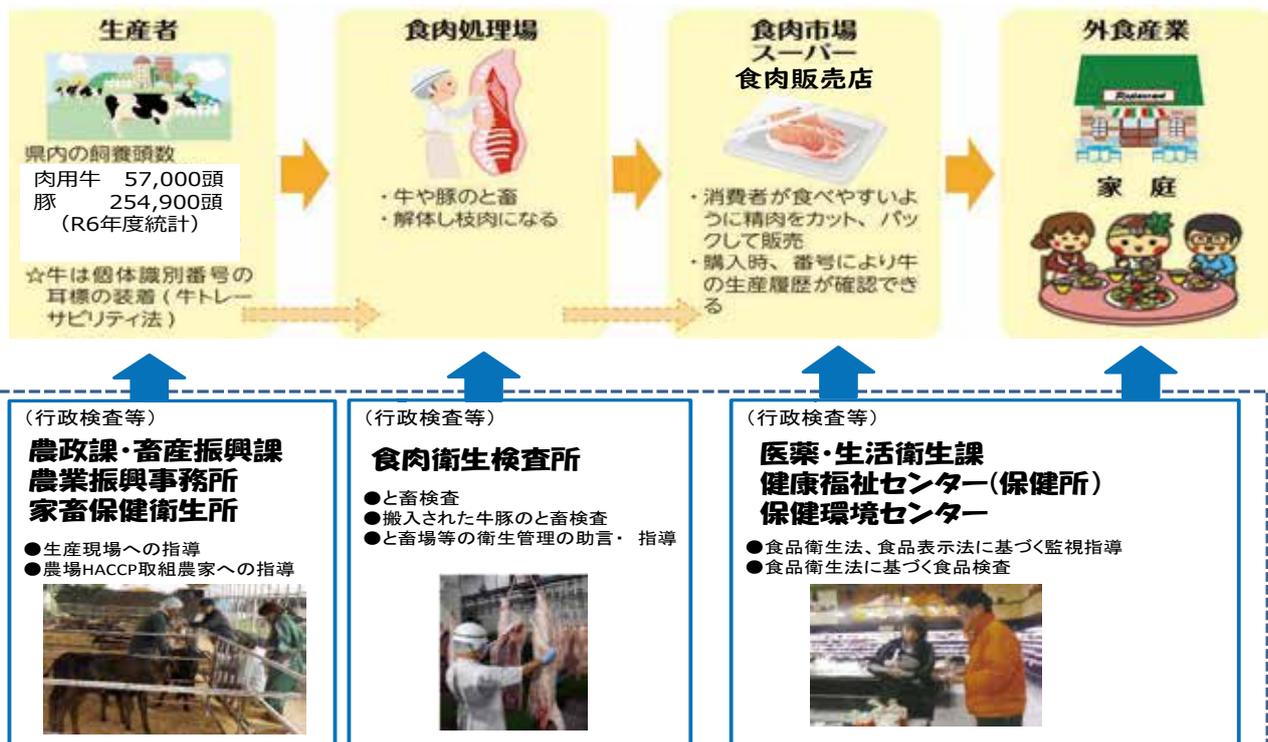
【詳細な情報はこちら】

◆牛個体識別制度（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/>



◇畜産物の安全の確保について（食肉の流通の仕組み）



施策の展開（個別事業）

5 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上

- 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく飼養衛生管理基準の遵守の啓発・指導
- 家畜の生産段階における衛生管理ガイドラインに基づく HACCP 方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理についての指導・普及・定着

6 牛個体識別制度の円滑な推進

- 関係機関と連携し、牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号））に基づいた個体識別番号を付与した耳標の管理
- 牛の飼養者等管理者の届出の支援と生産者に対する耳標の飼養地情報公表の指導

7 家畜生産現場への監視・指導の強化・充実

- 食品の安全性に関するリスク管理のため、食中毒の原因となるサルモネラ属菌等の侵入やまん延を防止する家畜生産農場における衛生管理対策の推進
- 人獣共通感染症のサーベイランス（定期的な検査等による感染動向の監視）や薬剤耐性菌の調査の徹底
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の定期検査の実施

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|---------------------|------------------------------|--------------------|--|
| 家畜生産農場における衛生管理対策の指導 | 113% (指導数853件) | 100%/年 | 栃木県飼養衛生管理指導等計画に定められた飼養衛生管理基準遵守指導数に対する達成率 |
| 人獣共通感染症のサーベイランスの徹底 | 26戸 | 100%/年 | 特定家畜伝染病防疫指針に基づく家きん飼養農場の高病原性鳥インフルエンザウイルス検査件数に対する実施率 |
| 家畜生産農場における薬剤耐性菌の調査 | 100% (サルモネラ属菌 検出農場数6件) | 100%/年 | 人獣共通感染症の原因となるサルモネラ属菌等検出農場の薬剤感受性調査の実施率 |

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

【施策目標】 ③ 安全な水産物の生産の推進

水産物の生産において、水産用医薬品の適正使用等の養殖衛生管理の更なる向上を図ることにより、安全な水産物の供給を推進します。

現状と課題

- 水産物の安全を確保するため、養殖等経営体（養殖生産業者や漁業協同組合）に対し、魚病や水産用医薬品に関する知識及び養殖衛生管理技術の普及啓発、指導の徹底を図る必要があります。
- 水産流通適正化法（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号））の理解促進を促す必要があります。

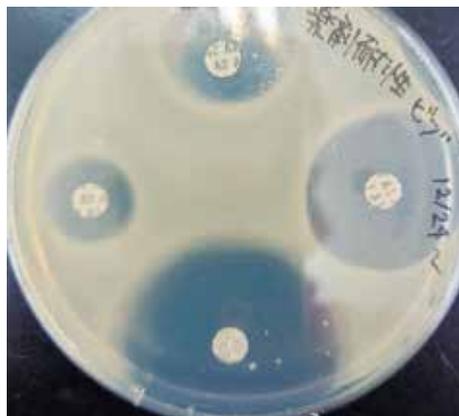
施策の展開（個別事業）

8 養殖衛生管理の普及・指導の推進

- 養殖現場における巡回指導の実施
- 県内の養殖等経営体の魚病発生状況や病原菌の薬剤感受性等の把握
- 県内の養殖等経営体への魚類防疫対策や水産用医薬品の適正使用に関する普及・啓発

9 水産流通適正化法の理解促進

- 特定第一種水産動植物等（アワビ、ナマコ、ウナギの稚魚、クロマグロ等）を取り扱う県内事業者に対する制度の周知



薬剤感受性試験の様子



養殖現場における巡回指導

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|--------------------|------------------|--------------------|------------------------|
| 養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導 | 100% | 100%/年 | 全養殖等経営体(57件)に対する指導の実施率 |

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(1) 生産段階での安全確保

【施策目標】 ④ 安全な特用林産物の生産の推進

特用林産物の生産において、放射性物質モニタリング検査の実施、放射性物質対策の徹底により、安全な特用林産物の供給を推進します。

現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響で、特用林産物の出荷が制限されている区域があることから、放射性物質モニタリング検査の実施により、基準値を超える特用林産物の流通を防止する必要があります。
- 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づく出荷制限区域内の原木しいたけ等の生産において、「栃木県きのこ生産工程管理基準」の導入により出荷制限が解除されてきたところであり、この基準を見直し、新たに策定した「栃木県きのこの放射性物質低減対策ガイドライン」に基づく生産を徹底するなど、特用林産物の安全確保を図る必要があります。

【詳細な情報はこちら】

- ◆原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限区域について（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/2r9852000001dd6u.html>



- ◆県産農林水産物等の出荷制限と解除の状況について（栃木県）
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/y00/shukkahikae.html>



施策の展開（個別事業）

10 特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進

- 原木しいたけの出荷制限解除に向けた生産者支援（汚染されていない原木などの確保や生産施設の整備、栽培管理の徹底など）
- 特用林産物への放射性物質モニタリング検査の実施
- 食品中の放射性物質が基準値を超過した特用林産物等の流通防止

11 特用林産物の生産再開への支援

- 安全なしいたけを消費者に提供していくため、放射性物質低減のための「栃木県きのこの放射性物質低減対策ガイドライン」に基づく栽培方法の普及と出荷制限の解除の推進

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|----------------|------------------|--------------------|--|
| 野生山菜・きのこ販売所の巡回 | 100% | 100%/年 | 巡回対象の販売所(R6時点 で196か所)全てを年1 回以上指導 |

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

【施策目標】 ① 食品等事業者による衛生管理の推進

HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の更なる定着を促進するとともに、適正な食品表示の実施により、信頼される食品供給の推進を図ります。

現状と課題

- 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の一部改正により、食品等事業者における HACCP に沿った衛生管理の導入が令和3(2021)年6月から制度化されています。
- 食中毒やアレルギー表示の欠落等による健康被害の発生、規格基準違反等による食品の回収等を未然に防止するため、食品衛生責任者を中心に、HACCP に沿った衛生管理の更なる定着に向け、食品等事業者として食品衛生の向上への意識を高める必要があります。
- 県内の食品関係施設においては、外国人の従事者が増えています。食品衛生に関する正しい知識を多言語で啓発する必要があります。
- 農業の6次産業化や農商工連携による新たに食品加工や販売を行う取組が増えてきていることから、食品等事業者に対し、安全な食品の提供について周知徹底を図る必要があります。
- 給食施設では、食事の提供数が多いほか、乳幼児から高齢者まで幅広いライフステージを対象としており、抵抗力が十分でない方の利用も見込まれることから、食中毒等が発生した場合は、大規模かつ重篤な健康被害となるおそれがあります。給食関係者はもとより、給食に使用する食品の製造、運搬等に関わる全ての関係者が衛生管理の重要性を認識し、正しい知識をもとに常に食中毒防止に努めることが重要です。
- 給食施設において食物アレルギーによる事故の発生事例がみられます。アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)により、保育所をはじめとする児童福祉施設や学校等には、各ガイドラインに基づく食物アレルギーに対応する安全な給食の提供が求められています。
- 食品表示については、誤記や欠落、不適正表示等により消費者に正しい情報が伝えられていない事例が見られます。事業者自らが適正な食品表示を実施できるよう、食品等事業者への働きかけが必要です。

【詳細な情報はこちら】

◆HACCP（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html



◆食品表示法等（法令及び一元化情報）（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/



◇ HACCP に沿った衛生管理について (R3(2021).6.1 から完全施行)

HACCPに基づく衛生管理

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、原材料や製造方法等に応じて衛生管理計画を作成し、衛生管理を行う。

【対象事業者】

- 食品を取り扱う従業員数が**50人以上**の大規模事業場を有する事業者
- と畜場〔と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者〕
- 食鳥処理場〔食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)]

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。

【対象事業者】

- 食品を取り扱う従業員数が**50人未満**の小規模事業場を有する事業者
- 主に小売販売を行う事業者(菓子の製造販売、食肉・魚介類の販売、豆腐の製造販売 等)
- 飲食店営業(給食施設も含む)、喫茶店営業、パン(比較的短期間に消費されるもの)の製造業者、そうざい製造業者
- 調理機能を有する自動販売機で食品を販売する事業者
- 包装食品の貯蔵・運搬・販売を行う事業者
- 食品を分割し、容器包装に小分け販売する事業者

◇ 食品表示法におけるアレルギー表示について (R8(2026).3 月現在)

表示が義務付けされているもの (特定原材料) : 9 種類

えび・カシューナッツ・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生 (ピーナッツ)



表示が推奨されているもの (特定原材料に準ずるもの) : 20 種類

アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・ピスタチオ・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

施策の展開 (個別事業)

12 HACCP に沿った衛生管理の定着促進

- 食品等事業者への食品安全に関する情報提供及び事業者の規模に応じた HACCP に沿った衛生管理の定着の促進
- 牛肉輸出認定施設 (とちぎ食肉センター) における HACCP の検証及び HACCP 運用への指導・助言
- 多言語に対応した食品衛生に関する情報の発信
- 「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」等の自主衛生管理に資する情報の発信
- 食品衛生指導員が行う食品営業施設への巡回指導等の自主活動への支援
- 食品衛生推進員が行う食品衛生に係る指導や食品等事業者に対する自主衛生管理の指導、助言及び普及啓発活動への支援

13 研修会等を通じた自主衛生管理の促進

- 6次産業化等の地域資源を活用した付加価値の創出に取り組む農業者等に対する支援
- 食品衛生責任者等に対する資質向上に向けた支援

14 給食施設における衛生管理の徹底並びに食物アレルギー発生予防及び発生時の体制整備

- 「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づいた衛生管理のための指導・助言
- 給食施設においては誤配・誤食等による食物アレルギーの発生を防止するため、給食関係者を含む施設職員全員への各種ガイドラインの啓発と資質の向上の取組の実施
- 「学校給食衛生管理基準」の趣旨徹底を図るため、学校給食施設の定期及び衛生検査の点検並びに衛生管理責任者（栄養教諭等）の研修会等の実施
- 「学校給食衛生管理基準」等に基づく衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設への指導者の派遣、改善指導の実施
- 保育士・栄養士等を対象とした食物アレルギー対応に関する研修の実施

15 適正な食品表示の促進

- 食品等事業者を対象とした研修会の開催等による適正な食品表示の啓発
- フードバレーとちぎ推進協議会等、県内の食品関連企業が所属する団体等と連携した県産品の適正な食品表示の定着促進
- 販売されている食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を防止するための啓発

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|--|------------------|--------------------|------------------------------------|
| 大規模又は広域流通食品製造事業者(HACCPに沿った衛生管理を実施する施設)への専門監視件数 | 22施設 | 20施設/年 | 大規模事業者等(約100施設)を対象に5年間で全施設の監視指導を実施 |
| 保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時の緊急対応に係わる体制整備支援 | 100% | 100%/年 | 施設指導時に体制整備に係る支援を行った割合 |
| 学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施 | 2回 | 2回以上/年 | 栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等を対象に研修を実施 |

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保

【施策目標】 ② 食品等事業者に対する監視指導の充実

「栃木県食品衛生監視指導計画」等に基づき、重点的かつ効率的、効果的な監視指導の実施に努めます。

現状と課題

- 統計上食中毒の主な原因施設となっている飲食店や、健康被害が大規模化するリスクの高い給食施設に対して食中毒防止対策を強化する必要があります。
- 食品等事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理の更なる定着に向けた監視指導のほか、外部検証として食品検査を計画的に実施する必要があります。
- 腸管出血性大腸菌 O157、カンピロバクター等による食肉・食鳥肉の汚染を制御するためには、と畜場及び食鳥処理場における食肉・食鳥肉の処理を行う際の衛生管理の徹底が重要です。
- 一定数以上の微生物の汚染や使用基準を超えた食品添加物を含む食品等による食品の回収事例が後を絶たないことから、計画的に流通食品等の検査を行うことで、規格基準に合わない食品等を速やかに排除し、不良食品による健康被害の防止に万全を期す必要があります。
- 原料原産地の不適正表示、アレルゲンの表示漏れや期限表示の誤表示等が多く確認されていることから、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく適正な食品の表示が確保されるようにする必要があります。
- 食品の表示は、食品表示法の他に健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）等の関連する法令による規制もあることから、食品等事業者に対し食品の適正表示について周知を徹底するとともに、関係部局が密に連携し、不適正な表示による違反食品の排除を目的とした監視指導を強化する必要があります。
- 食品の中には、いわゆる「健康食品」と呼ばれる医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されるものがあります。無承認無許可医薬品の流通や健康被害の発生の未然防止の徹底を図るため、監視指導を強化する必要があります。
- 食品衛生法、食品表示法により食品リコール情報の届出が義務化されています。食品等事業者に対し、食品による健康被害が発生した場合やそのおそれがある場合に、迅速に消費者への情報提供を行う体制を整備するよう、周知徹底を図る必要があります。

【詳細な情報はこちら】

◆栃木県食品衛生監視指導計画（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/kanshi.html>



◆いわゆる「健康食品」のホームページ（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html

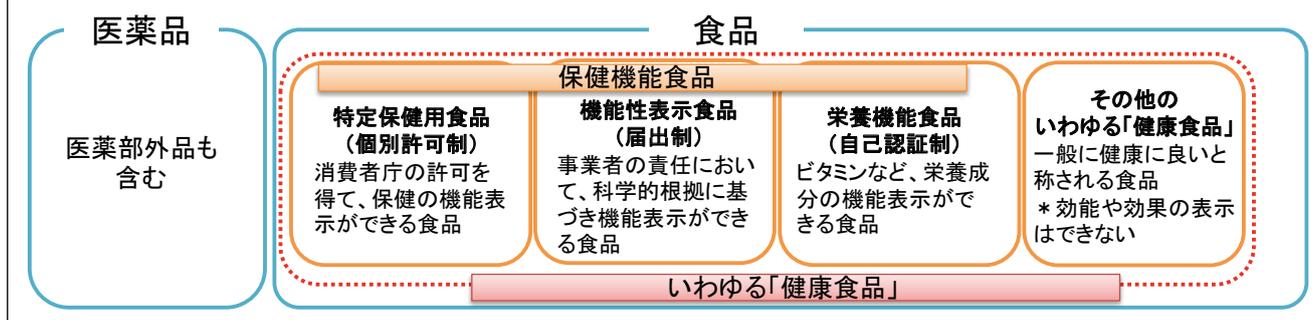


◆自主回収報告制度（リコール）に関する情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00011.html



◇いわゆる「健康食品」について



施策の展開（個別事業）

16 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施

- 取り扱う食品の製造量、流通の規模並びに食中毒をはじめとした健康被害の発生リスク等、消費者に対する食品衛生上の影響の大きさを勘案した効果的な監視指導計画の策定及び監視指導の実施
- 県内で製造又は流通する食品（輸入食品を含む）を対象とした製品の規格基準検査（成分規格、食品添加物、残留農薬、アレルゲン等）等の実施
- 給食施設指導事業と連携した関連施設への食中毒予防の啓発・指導
- と畜場に搬入された家畜（牛、豚等）の1頭ごとのと畜検査による疾病の排除
- と畜場や食鳥処理場に対し、HACCPに基づく施設設備の適正な管理及び食肉・食鳥肉の衛生的な取扱いの徹底等に関する監視指導の実施

17 計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施

- 販売店及び食品等事業者を対象に、関係機関と連携した食品表示の監視指導の実施
- 関係法令等に基づいた適正な食品表示についての食品等事業者への周知・指導
- 販売食品の広告等において、健康の保持増進効果等についての虚偽又は誇大な宣伝を行う食品等事業者への指導の徹底

18 いわゆる「健康食品」に対する監視指導の強化

- 無承認無許可医薬品の流通や健康被害の発生の未然防止を徹底するため、いわゆる「健康食品」の監視指導の実施
- 食品の機能性等に係る健康被害を防ぐため、健康増進法に基づく虚偽誇大表示の監視指導の実施

19 食品リコール制度の周知徹底

- 不良食品による健康被害の発生を防止するため、食品等事業者への制度の周知を行うとともに、原因究明及び再発防止対策の徹底を指導

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|--------------------------------------|------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 食品関係施設に対する監視指導 | 105% (6,474/6,160件) | 100%/年 | 栃木県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導件数、検査件数の達成率 |
| 食品表示合同監視指導(健康増進法に基づく虚偽誇大表示の監視も同時に実施) | 113% (54/48件) | 100%/年 | |
| 食品検査の実施 | 103% (1,874/1,814件) | 100%/年 | |

基本目標1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(3) 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

【施策目標】 ① 食品安全行政の総合的な推進

食の安全の確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心として、総合的な施策の推進を図るとともに、食の安全に係る問題に対しては部局横断的に円滑かつ効果的な対応を行います。

現状と課題

- 生産から消費に至るまでの食の安全の確保のため、総合的な施策の取組と各部局の緊密な連携が求められます。
- 輸入食品の増加や食品流通の広域化、食品の嗜好の多様化等に伴い、食品に起因する事件・事故が大規模化、広域化するリスクも高まっており、迅速に対応するため、平常時から国及び他自治体等との連携及び情報共有が重要となっています。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故から15年が経過し、現在、一部の林産物（野生きのこ・山菜等）、野生鳥獣肉を除き、放射性物質の基準値超過による出荷制限はなくなりましたが、引き続きモニタリング検査の実施により放射性物質の低減状況を確認する必要があります。

【詳細な情報はこちら】

- ◆とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（栃木県）

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/anzen/jourei/jorei_fs.html

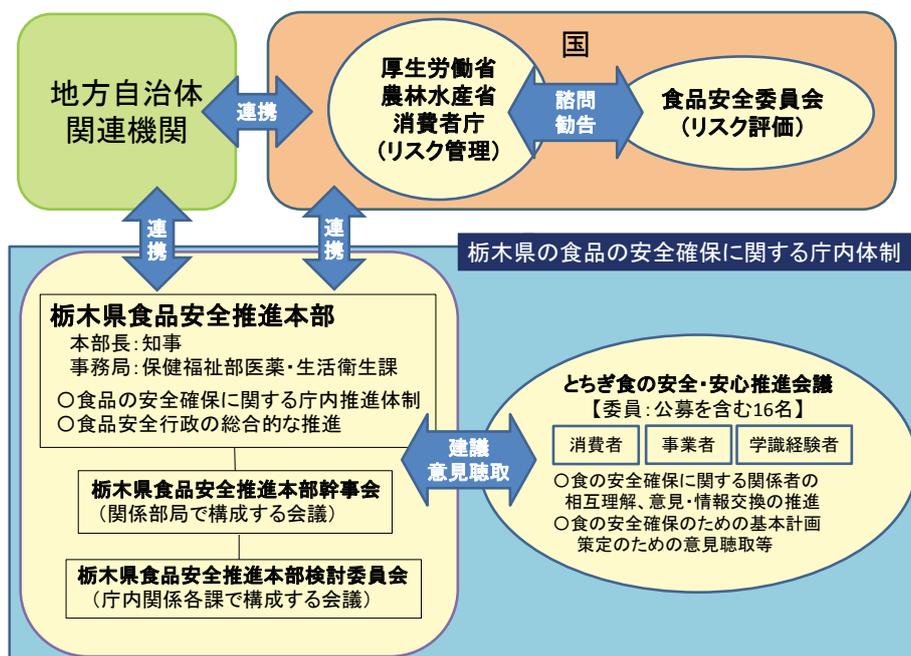


- ◆栃木県が実施した農畜水産物等の放射性物質検査結果の概要（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/gaiyou.html>



◇食品安全行政の体系



施策の展開（個別事業）

20 総合的な食品安全行政の推進

- 条例に基づいた食品安全行政の推進
- 「とちぎ食の安全・安心推進会議」の意見を踏まえた施策の推進
- 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の策定及び計画に基づく施策の実施
- 施策提案制度を活用した県民参加による食品安全行政の推進

21 食品安全管理体制の維持運営

- 健康被害の発生時に迅速かつ的確に対応するための「栃木県食品安全推進本部」を中心とした健康危機管理体制の整備及び平常時から情報収集、関係機関との情報交換の実施
- 国（内閣府食品安全委員会等）や関係機関等からの食品安全に係る情報収集、他関係機関との情報交換及び連携強化による食品を起因とする事件・事故等の状況の変化に応じた適切かつ柔軟な対応の遂行
- 大規模な食中毒の発生時及び輸入食品や広域流通食品による食品事故発生時の対応の整備（広域連携協議会と連携した対応、食品リコール制度の運用）
- 食品等事業者からの放射性物質に係る測定依頼への対応
- 県産農畜水産物の残留農薬検査や加工食品の規格基準検査などの食品の行政検査の迅速性の向上及び適切な精度管理による検査結果の信頼性の確保
- 県産農林畜水産物の放射性物質モニタリング検査や流通食品の検査の実施及び基準を逸脱した食品等が発見された場合の流通を防止する体制の確保



とちぎ食の安全・安心推進会議

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|-----------------------|------------------|--------------------|------------------------|
| 残留農薬一斉分析法における検査項目数の維持 | 311項目 | 300項目以上 | 国内及び海外で主に使用されている農薬の項目数 |

基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

(3) 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化

【施策目標】 ② 健康危機管理体制・対応の強化

食の安全に関わる緊急事態は、「栃木県食品安全推進本部」を中心として、迅速かつ的確に対応します。

現状と課題

- 食品流通の多様化・高度化に伴い、食品に起因する事件・事故による健康被害が広域化、大規模化するリスクが高まっていることから、緊急事態発生時には国及び他の自治体等との連携及び情報共有、原因究明を行い、健康被害の拡大を防止するための迅速な対応が求められます。

施策の展開（個別事業）

22 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応

- 重篤又は大規模な健康被害の発生が予見された場合において、「栃木県食品安全推進本部」を中心とした情報収集並びに庁内関係部局、関係機関と連携して迅速かつ的確に対応
- 食中毒発生時の「栃木県食中毒対策要綱」及び「栃木県食中毒処理要領」による原因の究明及び健康被害拡大の防止等の対応
- 厚生労働省及び他自治体を結ぶシステム活用による広域的な食中毒事案等の情報共有、早期探知、迅速な原因究明及び被害の拡大防止
- 県産農畜水産物に農薬等が基準を超過して残留した場合は、健康被害等の拡大防止に向けて、「農薬緊急事案対応マニュアル」等による原因の究明及び再発の防止
- 従来想定し得なかった健康被害が発生した場合や、原因が不明又は複合的な要因が推定され、多数の死者、重篤者が発生している場合等には、「栃木県健康危機管理マニュアル」により関係部局が連携して迅速かつ的確に対応

基本目標 2 消費者の食に対する信頼性の確保

(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有

【施策目標】 ① 事業者、行政からの情報の発信

消費者、事業者に対して迅速かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、消費者の食の安全に関する知識習得を支援し、情報共有を図ります。

現状と課題

- 食品の流通が広域化・多様化し、生産から消費に至る過程が見えにくくなっていることに加え、食品の有効性や安全性などに関する様々な情報がインターネットやテレビ、雑誌等のマスメディアにより氾濫しています。消費者が自らの判断で安全な食品を正しく選択できるよう、行政が食品の安全性に関する情報を、科学的、客観的で分かりやすく提供することが求められています。
- 食品の安全性について信頼性の確保につなげるためには、施策、行政の取組等を含めた正しい知識を県民が広く知ることができ、理解しやすいようにすることが必要です。
- SNS や動画配信サイトの普及を考慮し、消費者との交流や講習会の開催については、方法を見直しつつ、多くの消費者が参加しやすいよう工夫する必要があります。
- 健康への関心が高まる中、多種多様な、いわゆる「健康食品」が製造、販売されている一方、効能効果を表示するなど医薬品と誤認される事例も多いことから、消費者へのより一層の啓発が重要となっています。
- 県民の健康保護に資するため、食中毒の発生などの迅速な情報発信に努めていますが、食品に関連する事件・事故が後を絶たない状況にあります。
- 食の安全・安心・信頼性の確保のため、県民の意見を聴きながら計画を策定するとともに、各種施策の実施結果について報告書を毎年度公表しています。

施策の展開（個別事業）

23 消費者の学べる場の提供の推進（消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施）

- 県政出前講座の充実
- 県民や消費者団体等が開催する学習会等への関係職員の派遣
- 関係団体等と連携、協力した食の安全に関するセミナー等の開催
- IT 技術を活用したオンライン等による講習会等の開催

24 食品安全に関する情報共有の推進

- 食の安全に関する施策について、意思決定の過程、進捗を含めた結果の迅速な情報公開
- 食品による健康被害の発生・拡大の防止のため、食中毒をはじめとした食品衛生法違反に関する情報の提供
- 県ホームページや SNS 及び各種広報媒体を活用した迅速で分かりやすい食品安全情報の提供
- 市町、消費者団体、食品関係団体等と連携した情報提供
- 食品表示の見方と効果的な活用方法の周知
- いわゆる「健康食品」の適正使用に関する消費者への啓発

25 消費者への行政検査結果に関する情報発信の推進

- 県農林畜水産物の放射性物質モニタリング検査の公表
- 流通食品に関する検査結果の公表

◇ SNS『とちまる食の安全通信』について



とちまる食の安全通信 (Facebook)



とちまる食の安全通信 (X)

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|----------------|------------------|--------------------|---------|
| 食の安全に関する情報発信回数 | 71回 | 50回以上/年 | 週1回以上発信 |

基本目標 2 消費者の食に対する信頼性の確保

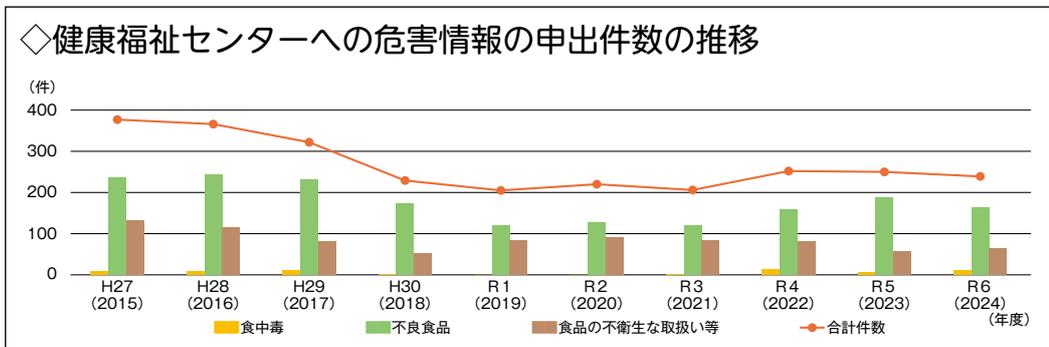
(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有

【施策目標】 ② 消費者の食の安全に関する相談体制の確保

消費者からの食の安全や食品表示、食と農に関する相談等に対して、分かりやすい情報提供に努めるとともに、関係機関と連携した対応を実施します。

現状と課題

- 県民から健康福祉センターに食品への異物混入などの食品に関する危害情報の申出が、毎年多数寄せられています。
- 消費者からの食の不安に関する相談に対して、行政からの科学的知見に基づく正確で分かりやすい情報提供が求められています。
- 県民の食と農に対する関心と理解を促進するために、食と農に関する相談業務を継続していくことが有効です。



施策の展開（個別事業）

26 食の安全に関する相談体制の確保

- 各健康福祉センターにおける食品の安全性に関する相談窓口の設置と対応
- 庁内関係課、各健康福祉センターにおける食品表示相談窓口の設置と対応
- 消費生活センターにおける消費者からの食品に関する問合せや相談に対する解決方法の助言及び情報提供
- 消費者の食と農の理解を促進するため「食と農の相談室」の設置と対応

【詳細な情報はこちら】

- ◆健康福祉センター（保健所）の食品衛生に関する窓口一覧（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/madoguchi.html>



- ◆食品表示法についてのお問い合わせ（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/anzen/hyouji.html>



- ◆栃木県消費生活センター（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/center-gaiyou.html>



- ◆食と農の理解促進について：食と農の相談室（栃木県）

https://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/shokuiku/syokutonou_rikaisokusin.html



基本目標 2 消費者の食に対する信頼性の確保

(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進

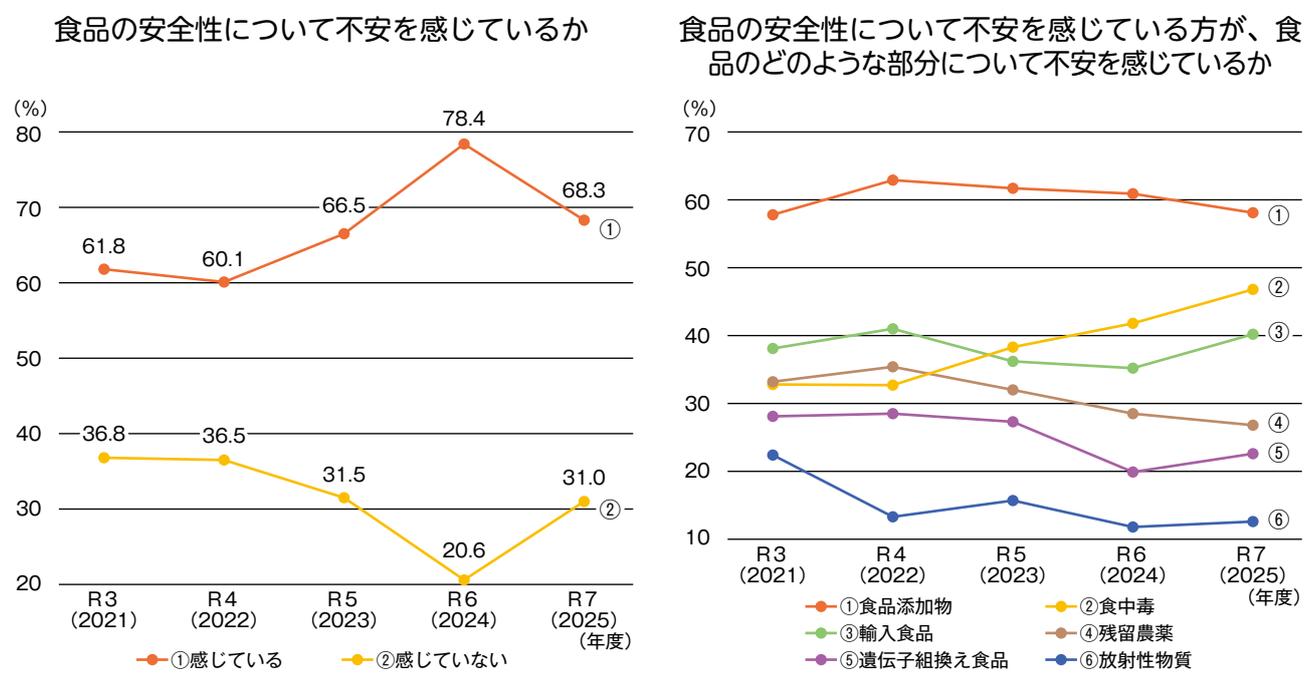
【施策目標】 ① 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進及び支援

食品の供給に関する信頼性の向上を図るため、消費者、事業者、行政間での意見交換会等を通じた交流により相互理解の促進を図ります。

現状と課題

- 消費者は食の安全に対する不安を感じており、その主な原因は食品等事業者、行政との間での意思疎通が十分でないこと、飲食店等を原因とした食中毒が多発していること、食品への異物混入や原料の産地偽装事件などが考えられます。
- 食品の保管、輸送技術の進歩などにより流通が広域化、多様化し、生産現場と食卓との距離が遠くなり、かつ、流通経路が複雑化している等、消費者から食品の生産や製造等の実態が見えにくくなっていることも、食に対する不安を招く一因と考えられています。
- 消費者、事業者、行政間相互に情報を共有し、意見を交換するリスクコミュニケーションの一層の推進が求められており、事業者と消費者の交流を促進し、より正確に、生産や製造等の実情を消費者に伝え、顔の見える関係性を構築することにより、信頼性を深める必要があります。
- 生産と消費の距離が近い地産地消を推進することで、消費者と生産者の交流を深め、信頼関係を構築することが望まれます。

◇食品の安全性に関する意識調査（令和3(2021)～令和7(2025)年度 県政世論調査）



【詳細な情報はこちら】

◆リスクコミュニケーションとは（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/01_00001.html



施策の展開（個別事業）

27 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進

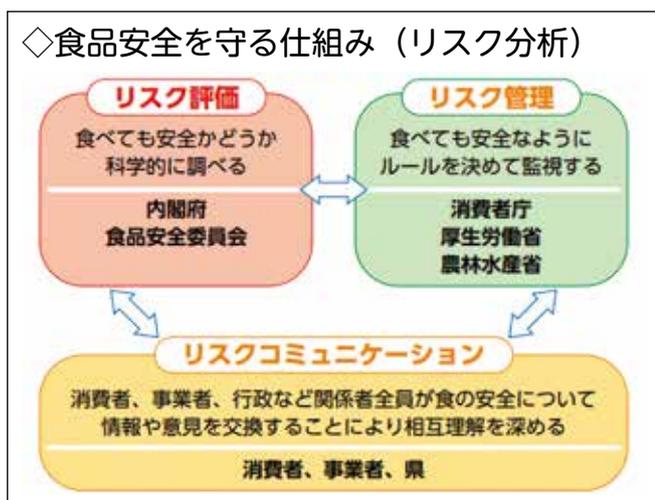
- 県民を対象とした講演会、小規模な意見交換会や学習会等の開催
- 事業者、消費者団体等と協働した意見交換会の実施及び支援
- 食品製造工場等の製造工程の見学や食品加工の体験を含めた学習会等の開催
- 内閣府食品安全委員会等、他機関と連携、協力した取組の推進
- 健康増進を目的とした栄養成分表示の活用方法の周知と食環境整備

28 食に関する体験機会の拡大

- 農林業団体による料理コンクールの開催や農業体験、料理教室による県産農産物等の生産への理解促進

29 地産地消の促進

- こどもたちと生産者との交流や直売所等を活用した地産地消の理解促進
- 食品供給に関する信頼性の向上のため、学校給食をはじめ、農産物直売所、飲食店、施設給食、県内事業所等での地産地消の推進



リスクコミュニケーションの実施の様子

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|--------------------------|------------------|--------------------|--|
| リスクコミュニケーションを実施するための場の設定 | 2回 | 2回以上/年 | 一般県民及び食に対する関心が高い世代を対象としたリスクコミュニケーションを実施するための場の設定 |

基本目標3 将来にわたる食の安全の確保

(1) 食の安全を守る人材の育成

【施策目標】 ① 専門的な知識を有する職員の資質向上

職員の資質向上等により、事業者に対して適切な助言ができる指導者の人材育成に努めます。

現状と課題

- 食品製造技術の高度化、食品流通の広域化に伴う新技術導入等、食中毒をはじめとする食品事故の原因が複雑化する傾向にあり、食品衛生監視員や家畜防疫員等が指導及び収去等による試験検査を行うに当たり、最新の科学的知見に基づいた高度な知識及び技術が求められています。
- 食品表示は、食品表示法の他に健康増進法など複数の法令及び関係部局にまたがって規制がなされていることから、食品表示に関わる職員は、食品の適正な表示について食品等事業者への指導や助言等を専門的な立場からの的確に行える知識の習得が求められています。

施策の展開（個別事業）

30 食品の安全性確保に関する研修の充実

- 家畜防疫員等に対する研修会等の開催
- 食品衛生検査施設等の関係職員の専門研修への派遣
- 食品衛生監視員等に対する HACCP などに関する最新の知見や技術の修得を目的とした研修会等の開催
- 各健康福祉センターで相談を受ける食品衛生監視員等の資質の向上
- 食品表示に関する関係機関の連携を強化し、食品表示の監視等を効果的かつ効率的に行うための会議及び事例検討会の実施

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|----------------------|------------------|--------------------|--|
| 食品表示関係者会議等での事例検討会の実施 | 1回 | 1回以上/年 | 年度毎に相談事例や指導事例を共有することによる効果的かつ効率的な監視等の実施 |

基本目標 3 将来にわたる食の安全の確保

(1) 食の安全を守る人材の育成

【施策目標】 ② 将来に向けた、食品安全に関する理解促進及び人材の育成・支援

食品に関わる生徒や学生など、将来、自ら食の安全の確保に取り組む人材の育成に努めます。

現状と課題

- 食中毒の予防や食品表示の見方、栄養成分表示の活用などの食品の安全性に関する基本的な知識は、こどもの頃から習得し、日常生活において習慣化することが必要です。
- 食中毒等の食品事故や規格基準違反、不適正な表示がなされた食品の流通等を防止するため、全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を正しく理解し、食品衛生に対する意識を高めるとともに、食品表示法などの関連法令を学ぶ必要があります。

施策の展開（個別事業）

31 食品の安全性に関する知識習得への支援

- 食品の安全性に関する知識を伝えるキーパーソンの育成
- 小学生や中学生を対象とした食の安全に関する学習の機会の提供
- 食品に関する分野で学ぶ高校生を対象とした HACCP や食品安全等についての学習の機会の提供
- 栄養士、調理師、製菓衛生師養成施設等の生徒・学生を対象とした HACCP や食品安全等についての学習の機会の提供
- 食生活改善推進員等、地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供



小学生を対象とした食の安全に関する講習会の様子

目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|------------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| 県内小・中学校を対象とした講習会の実施市町数 | 11市町 | 5市町以上/年 | 宇都宮市を除く24市町を5年で実施 |

基本目標3 将来にわたる食の安全の確保

(2) 食品の安全性を支える調査研究の推進

【施策目標】 ① 安全な食品を生産、製造するための技術開発及び研究の推進

食の安全、環境に配慮した農産物等の生産技術及び食品等事業者における食品の衛生管理や製造技術を向上させるための開発、研究を推進します。

現状と課題

- 地球温暖化による病害虫の増加やプラスチック資材の環境負荷などに対応した栽培技術の開発が求められています。このため、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化や生分解性資材の利用による環境負荷低減技術を確立する必要があります。
- より安全・安心な食品の製造・供給を目指す県内食品製造事業者からの衛生管理技術や製造技術の向上、品質の向上に関する技術相談や依頼試験などに応じています。また、研修会や講習会の開催を通して、衛生管理技術や新しい製造技術等の情報を提供しています。
- 食品の安全性を確保する施策をより効果的に実践するためには、食品衛生監視指導業務や検査に関わる職員が、それらの業務に必要な知識や技術を向上させるための調査研究を自ら行い、その成果を積極的に活用していくことが重要です。

施策の展開（個別事業）

32 安全で、環境に配慮した農産物の生産に寄与する試験研究の推進

- 耐病性品種や生物的・物理的防除資材などを活用した総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の体系化への取組
- 被覆肥料の代替技術開発や生分解性資材等の利用技術の確立

33 食品等事業者への食品安全のための技術支援

- 食品製造事業者が抱える製品開発過程、生産工程等で生じる技術的諸問題の解決に向けた技術相談や各種依頼試験の実施
- 食品製造事業者に対する研修会・講演会の開催による食品の安全性の確保や品質の向上に関わる技術の普及啓発

34 食品衛生に関する調査研究の推進

- 各試験研究機関や職員による、監視指導の方法や検査手法の向上などの調査研究の実施



農業総合研究センター



保健環境センター



産業技術センター

基本目標3 将来にわたる食の安全の確保

(3) 持続可能な社会の実現のための事業・消費活動の推進

【施策目標】 ① 環境に配慮した事業の推進

フードチェーンにおける環境への負荷の低減に向け、環境に配慮した農産物等の生産を推進するほか、生産、製造、販売者等の関係者が連携した食品ロス削減への取組を推進します。

現状と課題

- 農業分野においても環境に配慮した取組を一層推進することが求められており、「環境保全型農業」、「地球温暖化防止」及び「生物多様性の維持・向上」に向けた取組を推進する必要があります。
- 持続可能な社会を実現するために、「もったいない」という意識の浸透を図り、行政を含め、生産、製造、販売、消費の各段階の様々な関係者が連携した食品ロスの削減や食品廃棄物等の有効利用等、「食べものをムダ」にしないための取組の推進が求められています。

施策の展開（個別事業）

35 環境に配慮した農業の推進

- 土壌診断に基づく適正施肥や総合的病害虫・雑草管理（IPM）などによる化学肥料・化学合成農薬の使用低減の取組支援
- 生物多様性の維持・向上や地球温暖化防止にも配慮した農業技術の普及
- 先進的な有機農業者と連携した支援体制の整備などによる有機農業に取り組みやすい環境づくり

36 食品ロスの削減の促進（行政、事業者の取組）

- 市町と連携した食品等事業者への食品ロスの実態等の周知、食品ロスの削減に資する普及啓発の実施
- 賞味期限や保存方法の適切な設定についての食品等事業者への啓発
- 外食事業者への啓発（少量メニューの提示などの食品ロス発生を抑制するための留意点等）
- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」の周知による食品衛生面にも配慮した食品ロス削減の促進
- 市町やフードバンク活動団体と連携した、消費者や食品等事業者へのフードバンク等の活動への理解促進及び未利用食品の有効利用の促進

37 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組の促進

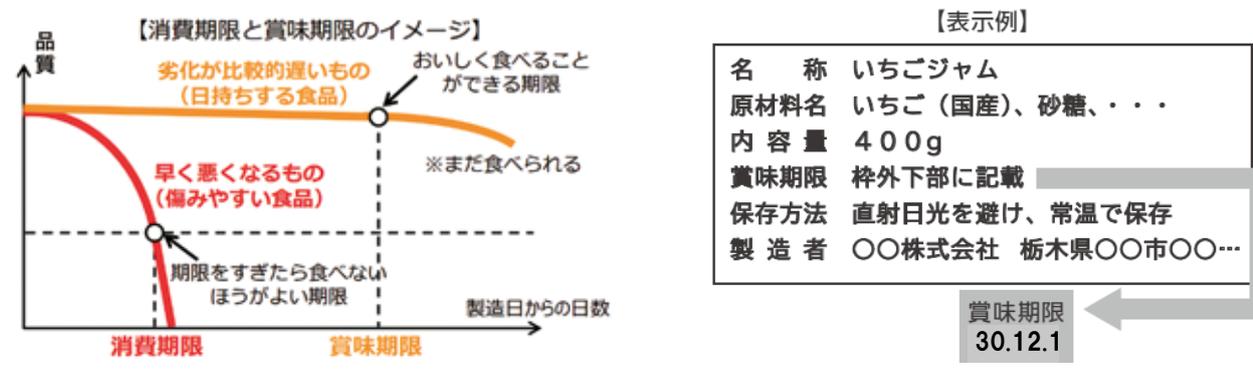
- 市町等に対する食品廃棄物等を堆肥や燃料等へ再利用を行う資源循環型社会に向けた取組への助言・指導や食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号））に基づく責務等の周知
- 食品等事業者に対する資源循環への取組に関する普及啓発及び理解促進

◇総合的病害虫・雑草管理 (IPM) について



◇「消費期限」と「賞味期限」について

食品期限表示は、食品等事業者が食品の特性等を考慮して消費期限、賞味期限のいずれかを表示します。



目標値

| 指標名 | 現状 R6(2024)年度 | 目標値 R12(2030)年度 | 目標値の考え方 |
|-----------|------------------|--------------------|----------|
| 天敵農薬の使用面積 | 1,285ha | 1,585ha | 年間50ha増加 |

基本目標3 将来にわたる食の安全の確保

(3) 持続可能な社会の実現のための事業・消費活動の推進

【施策目標】 ② 環境に配慮した消費活動の推進

環境への負荷の低減に向け、食品を無駄にしない取組など、環境に配慮した消費者の取組を推進します。

現状と課題

- 令和5(2023)年度の食品ロス量は全国で約464万トン、このうち、食品関連事業者から231万トン、一般家庭から233万トンが発生していると推計されています(消費者庁2025年6月27日公表)。
- 大量の食品が流通する中、食べ物に対する「もったいない」意識が希薄化し、食べ残しや未開封食品等の廃棄が食品ロスの一因と考えられます。
- 食べ物をムダにしないよう、こどもの頃から食べ物を大切にする心や食料生産、流通、消費に係わる人々の理解や感謝する心を育むことが必要です。
- 消費者においては、事業者の再生利用等の取組に対する理解を深め、それらの取組により生産された農産物等の積極的な購入等(エシカル消費)を通して食品ロスの削減に努めることが必要です。
- 栄養バランスの整った食事・食品の提供や地産地消の推進、食品ロス削減に取り組む市町や事業者を拡大するための環境づくりが必要です。

【詳細な情報はこちら】

◆食品ロス削減について(栃木県)

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/syokuhinnross/tochigisyokuhinnross.html>



◇栃木県の食品ロス削減に向けた取組



食品ロス削減シンボルマーク
キャッチコピー

「3きり運動」

施策の展開（個別事業）

38 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減の促進

- 食品ロスの現状や事業者の有効な食品ロス削減への取組の事例、エシカル消費等を通じた食べ物をムダにしない意識の醸成や行動の変容を促進
- 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組についての理解促進
- 期限表示や保存方法等の食品表示についての理解促進
- フードバンクやフードドライブの普及啓発により家庭における未利用食品の有効活用を促進

39 食に感謝する心の醸成及び食環境づくりによる食育の推進

- 「栃木県食育推進計画（第5期）」に基づき、食育を県民運動として推進するための体制整備や積極的な普及啓発
- こどもの頃から食べ物を大切に作る心や食料の生産等に関わる人々へ感謝する気持ちを育む食育の推進
- 食育に関する教職員向け指導資料や家庭向け啓発資料の作成による学校、家庭、地域が連携した食に関する指導の支援
- 家庭や学校、地域などにおける食料の生産、加工、流通など、多様な体験活動の取組促進
- 健康や環境に配慮した食事等提供のためのとちぎの食環境アライアンスの推進

【詳細な情報はこちら】

◆栃木県食育推進計画（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/work/shokuikuplan.html>



◇フードバンクの仕組み

